

猪名川町 環境基本計画(第2次)

平成18(2006)年度～平成22(2010)年度

の概要



猪名川町

猪名川町環境基本計画(第2次)の概要

平成18(2006)年度～平成22(2010)年度



「人と自然がやさしくとけあうまち」の 実現をめざして

わたしたちのまち猪名川町は、猪名川の清流と豊かな緑にはぐくまれ、京阪神地区のベッドタウンとして着実な発展を続けてきました。

一方、近年の経済社会の発展や、ライフスタイルの多様化は環境に少なからず影響を及ぼし、地域における公害問題や自然環境破壊だけにとどまらず、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題を引き起こし、次世代を担う子どもたちの未来にも暗い影を落し始めています。

環境の世紀といわれる21世紀を迎えた今、この恵み豊かな地域の環境とかけがえのない美しい地球を将来にわたって守り、はぐくみ、引き継いでいくことは、私たちに課せられた大きな責務です。

この度、第1次猪名川町環境基本計画を策定してから5年が経過し、これまでに生じた経済社会情勢や環境の課題の変化に適切に対応する必要性が生じたことから計画の見直しを行いました。中では本町における環境施策の基本的方向や住民、事業者、行政のそれぞれの責任と役割分担を明確にし、環境に配慮した施策や行動が実効性の伴うものとなるようにしています。

今後、本町が目指す環境像「人と自然がやさしくとけあうまち」の実現には、住民の皆様や事業者の方々、行政それぞれが推進主体となり各種施策に取り組む必要がありますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画策定にあたり、精力的に参画されました環境住民会議の皆様、審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた関係各位に心から感謝申し上げます。

平成18年3月



猪名川町長

真田保男

猪名川町環境基本計画とは

住民、事業者、NPO、行政がともにめざすべき、環境の保全と創造からみたまちづくりの目標とその実現に向けた取り組みの基本方向を示すとともに、具体的な施策の概要を示したものです。

取り組みの主体

- 住民
- 事業者
- NPO
- 行政

計画の対象範囲と具体例

地球環境...地球温暖化、オゾン層の破壊など

自然環境...森林・里山・農地・水辺の保全、野生生物の保護など

生活環境...大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、環境美化、廃棄物など

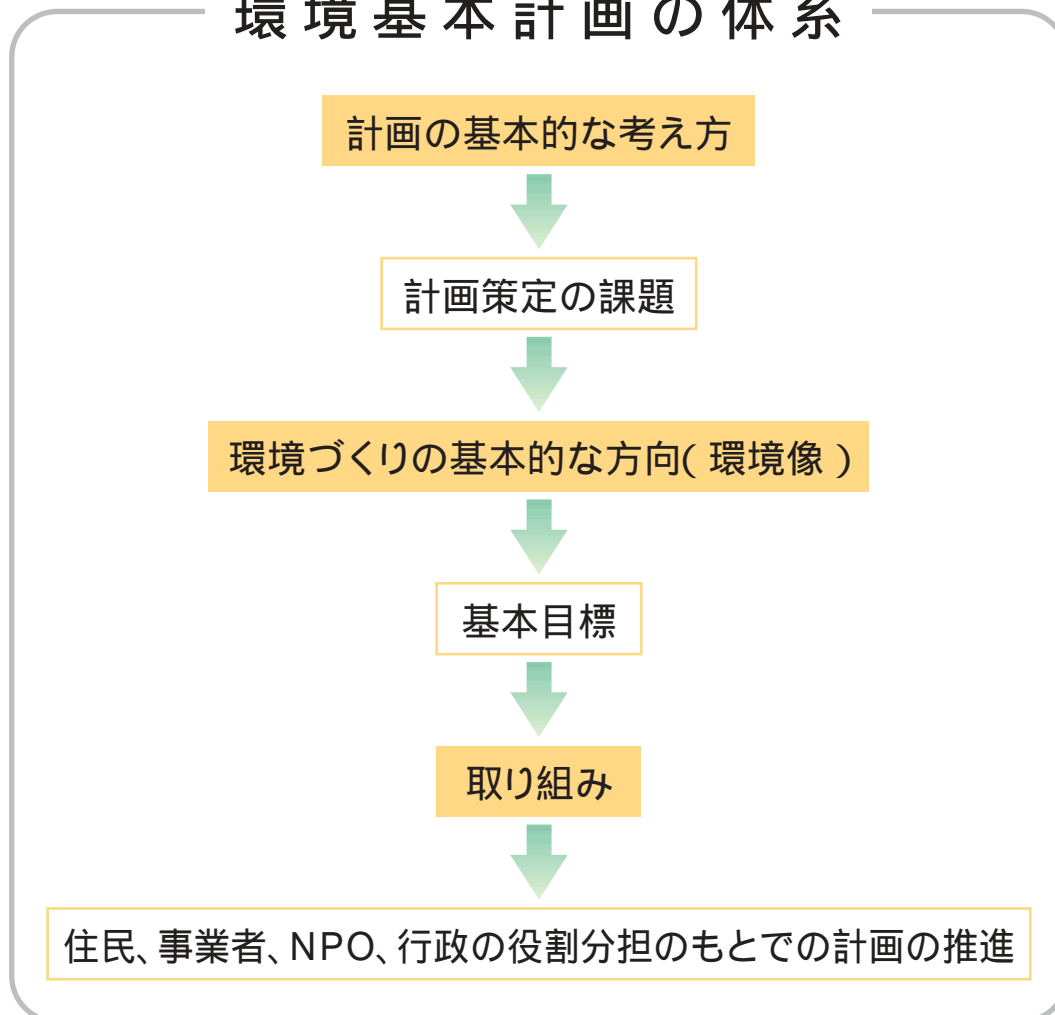
計画の期間

平成18年（2006年）度から概ね5ヵ年とします。
なお、社会情勢の変化に対応し、適宜見直しを行います。

基本方針

- ① 人と自然が共生できる環境づくり
- ② 負荷が少ない循環型の社会システムづくり
- ③ 「参画と協働」の環境づくり
- ④ 教育における環境学習の推進

環境基本計画の体系



環境像

猪名川町がめざす環境像を設定し、それを実現するための基本目標を定め、目標達成に取り組んでいきます。

人と自然が
やさしくとけあうまち・
猪名川

～豊かな自然環境とともに歩むまちをめざして～

基本目標

1

自然環境の保全と創造のまちづくり

～豊かな自然とともに生きるまち～

2

地球環境の保全を推進するまちづくり

～地球のことを考えて暮らすまち～

3

安全で快適な生活環境の保全と創造のまちづくり

～快適な生活環境を醸し出すまち～

4

環境を守り育てる仕組みが確立したまちづくり

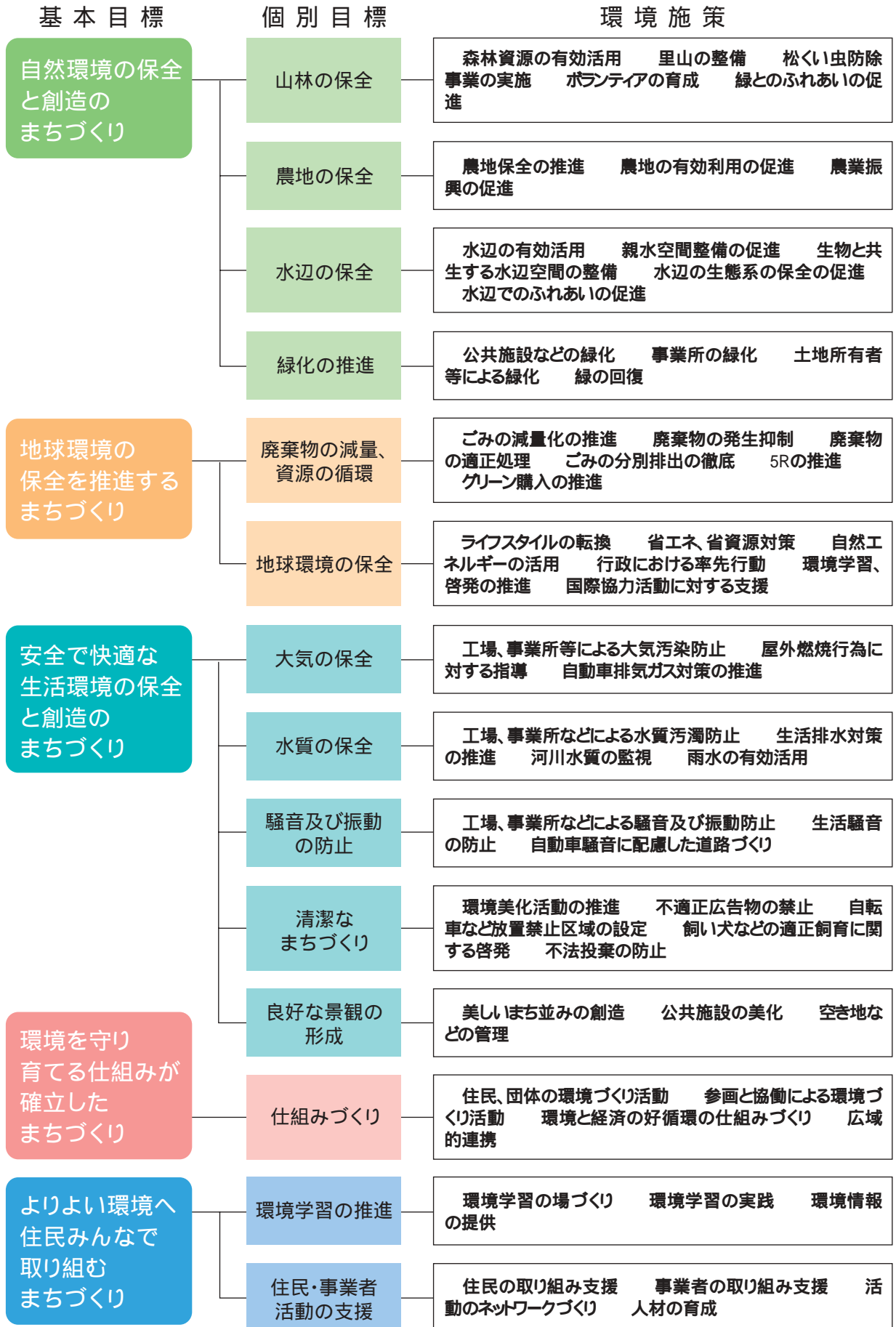
～すべての行動が環境に配慮されたまち～

5

よりよい生活環境へみんなで取り組むまちづくり

～環境に学びつつ行動するまち～

【施策の体系】



『人と自然がやさしくとけあうまち・猪名川』

『豊かな自然環境とともに歩むまちをめざして』

自然環境の保全と創造のまちづくり

～豊かな自然とともに生きるまち～

私たち人間は、生き物として自然生態系の中で、命を得、長らえています。一方、人工的な環境が広がる中で、子どもたちをはじめ私たちの心身にアレルギー、喘息、ストレスなどの影響が出ています。

幸い本町にはまだまだ豊かな自然が広がり、その中で多種多様な生き物が生息しています。こうした特性

を守り活かして、本町の風土に適した健やかな生態系を育てていくことは、現在及び将来の住民が人間らしくいきいきと健康に暮らしていく環境づくりにつながると思います。

自然環境の保全と創造により一層力を入れ、“豊かな自然とともに生きるまち”をめざします。

1 山林の保全

環境施策

- 森林資源の有効活用
- 里山の整備
- 松くい虫防除事業の実施
- ボランティアの育成
- 緑とのふれあいの促進

環境配慮への行動

住民は

- 森林ボランティア活動、里山保全活動に参加し、森林保全に協力します。
- 鎮守の森など身近な緑を大切にします。
- 兵庫県が実施する融資制度を活用し兵庫県産木材を積極的に活用します。

事業者は

- 森林の保全・整備活動を積極的に推進します。
- 住宅建築の際には兵庫県産木材が利用されるよう消費者にPRするとともに、自らの事業においても積極的に利用します。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 豊かな森林資源を活かした森林浴や自然観察など、森林とのふれあいを通じて、憩いとやすらぎ、学習の場として、身近に接することのできる里山を小学校区単位で整備します。



ボランティアの参加を募り松くい虫に強い松を植栽

- 松くい虫の防除を行うとともに、松くい虫に強い松をボランティアの参加を得て植林し、適正な森林管理となるよう誘導します。
- 伐採跡地などには造林されるよう誘導します。
- 森林ボランティアの育成、支援に取り組みます。
- 不法投棄防止に向けた意識啓発を進めます。
- 山林の崩壊など危険箇所には、治山、治水対策を推進します。
- 近郊緑地保全区域や県立自然公園区域の保全に努めます。
- 兵庫県産木材の利用促進に向けた啓発を行うとともに、公共事業において積極的に利用します。

内容を検討し、5年以内に実現します

- 里山保全に対する住民、事業者が進んで参加できる場の確保及びシステムづくりに向け取り組みます。

2 農地の保全

環境施策

- 農地保全の推進
- 農地の有効利用の促進
- 農業振興の促進

環境配慮への行動

住民は

- 貸農園や体験農場を利用します。
- 環境に配慮された農業などにより生産された農作物への理解を深め、また、地域でとれた農産物を地域で消費する地産地消に努めます。

事業者は

- 環境に配慮された農業（減農薬や有機肥料栽培など）により地域で生産された農作物などを積極的に販売します。
- 遊休農地や休耕地は、雑草を除去し適正に管理します。
- 遊休農地や休耕地を体験農場とし、都市住民との交流を図ります。
- 農地の保全に向け農業ボランティアを受け入れます。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 集落周辺の景観形成に寄与し、住民に潤いを与える棚田の保全を支援します。
- 農地の区画整理、農道や水路などの農業生産基盤整備を推進し、農作業の効率化に向けた環境を整備します。
- 「道の駅いながわ」内に整備した農産物販売センターを拠点として、町内に点在する田畑を直売所と見たてた「もぎ取り販売システム」の利用を促進します。
- 事業所、学校給食での地場産農産物の利用を推進します。



地元野菜の販売拠点として整備した道の駅

内容を検討し、5年以内に実現します

- 遊休農地や休耕地を体験農場とするよう誘導し、その斡旋を行います。
- 担い手不足から荒廃する農地が増加しており、農地保全に向けた農業ボランティアを育成します。



都市住民からの参加を募り棚田での稲作を体験



総合学習で稲刈り体験をする阿古谷小学校児童

3

水辺の保全

環境施策

- 水辺の有効活用
- 親水空間整備の促進
- 生物と共生する水辺空間の整備
- 水辺の生態系の保全の促進
- 水辺でのふれあいの促進

環境配慮への行動

住民は

- 河川愛護活動に積極的に参加します。
- ホタルなど水辺の生物を保護します。
- 小学校における観察池をビオトープとして活用するよう保護者も参画し管理します。

事業者は

- 地域と協力して、河川の愛護活動に参加します。
- ため池、井堰などのビオトープを保全します。



猪名川支流を飛び交うホタル

町内に生息する天然記念物
オオサンショウウオ

ゲンジボタルの餌となるカワニナを放流

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 水と親しみ憩える空間づくり、また、清流に生息する生き物の観察の場や川にふれあえる場としての親水空間の整備を進めます。
- 河川の愛護活動を行う団体に対して、草刈機など清掃用具を貸し出します。
- 川の学習会や水生生物観察会など、川と触れ合える機会を提供し、観察結果を記録し、公表するとともに、環境学習に利用します。
- 川と親しむための遊歩道を整備し、その活用を図ります。

内容を検討し、5年以内に実現します

- ヨシなどの水草の増殖抑制施策と活用方策を検討します。
- 清流猪名川を取り戻すために町独自の「清流基準」の設定、調査、公表について検討します。
- ため池、井堰などのビオトープを保全し、その活用により、自然の循環を学ぶ機会となるよう促します。また、各小学校における観察池をビオトープとして活用するよう誘導します。
- ホタルを保護し、棲息環境を保全し、豊かな自然環境を醸成するために「ホタル条例」の制定に向け検討します。

4 緑化の推進

環境施策

- 公共施設などの緑化
- 事業所の緑化
- 土地所有者などによる緑化
- 緑の回復

環境配慮への行動

住民は

- 地域における緑化活動運動などに参加します。
- 庭、ベランダ、屋上などの緑化を進めます。
- 公園・緑地の整備、維持管理の際には、積極的にワークショップ、アドプト制度に参加します。

事業者は

- 周辺緑化などを実施し、地域との調和を図ります。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 住民が身近に緑とふれあうことができるよう、市街地内の公園整備、公共施設などの緑化に努めます。



住民参加でリニューアルオープンした公園に花を植栽

その際にはワークショップの開催やアドプト制度の導入を推進し、住民の参画と協働を促します。

- 道路整備時には、植樹帯やポケットパークを設けるなど快適な空間づくりを進めます。
- 開発行為に対する適正な指導を行うとともに、ニュータウン地域や幹線道路沿い、河川沿いなどの緑化を推進します。
- 緑の少年団など住民参加の緑化活動、地域や一般家庭を対象とした「花いっぱい運動」などを推進します。



紫合付近の上空から見た緑豊かな猪名川町

地球環境の保全を推進するまちづくり

～地球のことを考えて暮らすまち～

近年、人類の活動が大きく広がった結果、地球の環境復元能力にも限界が出てきています。

地球環境問題の特徴の一つは、その原因が先進諸国に続いて近年では開発途上国の公害問題など地球全域に広がっていることです。

本町から地球環境に与える負荷の影響度合いは小さいかもしれませんが、地球環境問題は、各地域、各人が

根気よく対応していくことが重要です。

「シンク・グローバリー、アクト・ローカリ - (地球のことを考えて地域で行動する)」に加えて「アクト・グローバリー (国際的に行動する)」を合い言葉に、住民、事業者、NPO、行政がともに地球環境の保全に取り組み、“地球のことを考えて暮らすまち”をめざします。

1 廃棄物の減量、資源の循環

環境施策

- ごみの減量化の推進
- 廃棄物の発生抑制
- 廃棄物の適正処理
- ごみの分別排出の徹底
- 5Rの推進
- グリーン購入の推進

環境配慮への行動

住民は

- 町が定める分別基準に従い、分別排出を徹底します。
- できるだけ生ごみを出さない調理法に努めるとともにごみ減量機器などの利用による堆肥化を進めます。
- 過剰包装品、使い捨て製品などの購入や使用を控えます。
- 買物にはマイバッグ、マイかごなどを持参します。
- 地域が実施する資源ごみの集団回収や小売店での店頭回収に協力します。
- 再生原料を使用した製品や環境への負荷の少ない商品を選択するグリーン購入に取り組みます。
- ごみ減量に向け、リフューズ(断る)、リデュース(減らす)、リユース(再使用する)、リペア(修理する)、リサイクル(再生利用)の5Rの取り組みを進めます。



フリーマーケットで不要品を販売しごみの減量

事業者は

- マイバッグ、マイかごなどの普及及びレジ袋の抑制に努めます。
- 事業所より発生したごみの資源化、再利用化を図り、一般廃棄物、産業廃棄物の発生を抑制します。
- 事業所から発生したごみの分別を徹底するとともに適正に処理し、最終処分に至るまでの確認を徹底します。
- ペットボトルや食品トレーなど資源化物の回収を行うリサイクル活動やグリーン購入を積極的に推進します。
- 過剰な包装や梱包を見直し、包装材料の減量化を図ります。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 資源ごみの集団回収に対する奨励金制度を推進しま

す。

- 生ごみ処理機などの普及促進を図るため購入者に助成するとともに、減量後の堆肥の流通に係るシステムを研究します。
- マイバッグ、マイかごなどの持参について啓発を行います。
- 再生原料を使用した製品や環境への負荷の少ない商品を選択するグリーン購入に取り組むとともに、その普及啓発に努めます。
- 事業所から排出される生ごみの堆肥化、公園・街路

樹などの剪定枝のチップ化、リサイクル展示場における家具・自転車などのリユース事業を実施します。

内容を検討し、5年以内を実現します

- 廃棄物の減量、資源の循環に関する具体の施策については、猪名川上流広域ごみ処理施設組合や構成団体とともに検討します。
- 新たな分別基準を設け、更なるリサイクルに努めます。

2 地球環境の保全

環境施策

- ライフスタイルの転換
- 省エネ、省資源対策
- 自然エネルギーの活用
- 行政における率先行動
- 環境学習、啓発の推進
- 国際協力活動に対する支援

環境配慮への行動

住民は

- マイホーム環境ISOに参加し、家庭での二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を把握することにより、取り組み効果を再確認しその削減に努めるとともに、環境負荷の低減、環境保全に向けたライフスタイルの転換を図ります。
- エネルギー消費効率の良い機器を使用することにより、電力消費量を削減します。
- 家電製品の使用時間の制限や冷暖房の適切な温度管理など電気やガスなどの節減に努めるなど、日常生活における省エネを徹底します。
- 住宅の建築・リフォーム時には断熱構造や通気性、採光などに配慮します。また、太陽光など自然エネルギーを活用します。
- エアコン、冷蔵庫などオゾン層破壊物質であるフロンを用いた機器を廃棄するときには適切に処理するとともにフロンを使わない製品を使うよう努めます。



障害者福祉センターに設置された太陽光発電システム

事業者は

- 事業所などの建設にあたっては、断熱構造や通気性、採光などに配慮します。また、太陽光など自然エネルギーを活用します。
- エアコン、冷蔵庫などオゾン層破壊物質であるフロンを用いた機器を廃棄するときには適切に処理するとともにフロンを使わない製品を使うよう努めます。
- 事業所で消費されるエネルギーを把握し、省エネルギー型の事業活動に努めます。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- オゾン層の保護、熱帯雨林の保護など地球環境問題についての啓発を進めます。
- 省エネルギーの促進及び自然エネルギーの活用に向けた普及啓発を図ります。特に家庭に対しては、積極的にマイホーム環境ISOへの参加を促し、家庭か

らの二酸化炭素など温室効果ガス排出量の削減を求めるとともに環境負荷の低減、環境保全に向けたライフスタイルへの転換となるよう誘導します。

- 環境マネジメントシステムに基づく取り組みを進めるとともに、住民、事業者などへの模範として、環境負荷の低減と環境保全に向けた率先行動を行います。
- 「公共施設等における太陽光発電システム等の整備方針」に基づき公共施設において積極的に自然エネ

ルギーなどクリーンエネルギーを活用します。

- 地球温暖化防止のため策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に向け取り組みます。

内容を検討し、5年以内を実現します

- 公共施設整備時には、屋上緑化の実施について検討し、またその有効性について啓発します。
- 猪名川町国際交流協会の活動を通じ、姉妹都市との環境に関する情報の交流を進め理解を深めます。

基本 目標 3

安全で快適な生活環境の保全と創造のまちづくり

～快適な生活環境を醸し出すまち～

豊かな経済社会が進展する中、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害や廃棄物の増大が問題となっており、より快適で魅力的な生活環境を創造していくことが望まれています。そのために、発生源対策や処理方法などの社会システムの整備を進めます。

また、阪神淡路大震災の経験は、改めて自然の脅威と都市の脆さを我々に認識させることとなりました。

そこから得た教訓を生かし、自然の恵みとともに厳しさも知って、四季の彩り豊かな“快適な生活環境を醸し出すまち”をめざします。

1 大気保全

環境施策

- 工場、事業所などによる大気汚染防止
- 屋外燃焼行為に対する指導
- 自動車排気ガス対策の推進

環境配慮への行動

住民は

- 可能な限り、自家用車の使用を控え、バス・電車などの公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車などの運転に際しては、省エネ運転に努め、アイドリングストップを実行します。
- 自動車を購入するときは、大気環境にやさしく燃費消費効率の良い自動車を選択します。
- 廃棄物などの焼却はしません。

事業者は

- 自動車などの運転に際しては、省エネ運転に努め、アイドリングストップを実行します。
- 業務に使用する自動車などを購入するときは、大気環境にやさしく燃料消費効率の良い自動車を選択します。
- 従業員に対してバス・電車などの公共交通機関や自転車を積極的に利用するよう呼びかけます。
- 事業所から排出される汚染物質の状況を把握し基準



阪神間の最高峰大野山に整備された猪名川天文台

を守るとともに、事故時を想定した対応マニュアルを作成します。

- 廃棄物などの焼却はしません。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 工場、事業所、ごみ処理施設などにおける大気汚染対策を徹底するとともに、必要に応じて発生源に対する調査と適正な指導を行います。
- 廃棄物などの焼却、悪臭などに対する指導、啓発を行います。
- クリーンセンターではダイオキシン類の発生を抑制するとともに監視を行います。
- 猪名川上流広域ごみ処理施設組合稼動時には、環境対策を徹底するよう働きかけ環境負荷を低減します。
- 公害防止、環境保全のための施設改善などに対する

融資を行います。

- 自動車の運転に対する省エネ運転の啓発や、アイドリングストップ運動を進めます。
- 公用車の更新時には、国土交通大臣認定の低排出ガスを含む低公害車を導入するとともにこれらの民間への普及啓発に努めます。
- 都市部への自家用車の乗り入れを抑制するため、環境にやさしい交通管理事業としてPTPSとパーク・アンド・ライドの一体的な推進を図ります。
- バス・電車などの公共交通機関や自転車の積極的な利用促進を図ります。
- 町内の公共施設循環バス「ふれあいバス」の運行の充実に努めます。
- アスベスト対策としては、住民からの相談窓口を設置するとともに法令に基づき、解体時の手順の順守など県と連携し指導します。

2 水質の保全

環境施策

- 工場、事業所などによる水質汚濁防止
- 生活排水対策の推進
- 河川水質の監視
- 雨水の有効活用

環境配慮への行動

住民は

- 公共下水道区域においては、速やかに排水設備を設置し、接続します。
- 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽を設置するよう努め、設置している場合は、定期点検や清掃を行い、適正な維持管理を図ります。
- 油を流し台に捨てない、洗濯石けんを使用する、水環境に影響を及ぼす自家用車の洗車回数を減らすなど生活排水が河川を汚さないよう努めます。
- 雨水の有効利用や地下水涵養のため雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置を図ります。



大島であい公園の親水護岸で川遊びをする子ども

事業者は

- 公共下水道区域においては、速やかに排水設備を設置し、接続します。
- 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽を設置するよう努め、設置している場合は、定期点検や清掃を行い、適正な維持管理を図ります。
- 水質汚濁物質の排出状況を把握し基準を順守するとともに、有害物質などの適正管理をして、流出事故が起きないようにします。また、事故に備え対応マニュアルを作成します。
- 肥料などによる河川や地下水の汚濁の防止を図るため、有機肥料の使用に努めるとともに、農薬を適正に使用します。

- 雨水の有効利用や地下水涵養^{かんよう}のため雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置を図ります。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 工場、事業所、し尿処理施設などにおける水質汚濁防止対策を徹底するとともに、それら発生源に対する適正な指導と管理を行います。
- 公共下水道への接続の推進を図ります。
- 公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 公共用水域の水質保全を目的とし、合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する支援を行います。

- 猪名川本流、支流の水質検査を行うとともに、野尻川の重金属、ゴルフ場からの農薬の流出についても監視します。
- 油を流し台に捨てない、洗濯石けんを使用する、水環境に影響を及ぼす自家用車の洗車回数を減らすなど生活排水が河川を汚さないよう指導、啓発を行います。
- 雨水の有効利用や地下水涵養^{かんよう}のため雨水貯留槽、雨水浸透ますの設置に対する支援を行います。
- 肥料・農薬による河川や地下水の汚濁の防止を図るため、有機肥料の使用及び農薬の適正使用の指導、啓発を行います。

3 騒音及び振動の防止

環境施策

- 工場、事業所などによる騒音及び振動防止
- 生活騒音の防止
- 自動車騒音に配慮した道路づくり

環境配慮への行動

住民は

- 近隣への迷惑となるような、騒音などは出さないようにします。
- 自家用車などを適正に整備するとともに、運転に当たって騒音の防止を図ります。

事業者は

- 工場、事業所、資材置き場、建設作業からの騒音・振動の防止を図ります。
- 保有車両などを適正に整備するとともに、運転に当たって騒音の防止を図ります。
- 高速自動車道整備時には防音壁を設置し、騒音の防止を図ります。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創



適切な指導により騒音・振動の防止を図ります

- 造に関する条例による特定工場などにおける事業活動並びに特定建設作業にともなって発生する騒音・振動について、法令に基づき工場、事業所などの発生源に対する適正な指導を行います。
- 法令の規制を受けない工場、事業所、資材置き場、建設作業からの騒音・振動についても適正な対策をとるよう誘導します。
- 生活騒音に対しては、お互いに理解しあい。相手の立場に立って行動することの大切さを伝えるなど生活騒音の防止に努めるようマナー啓発を行います。
- 道路の保守管理を徹底し、路面を常に良好な状態に保持します。

環境施策

- 環境美化活動の推進
- 不適正広告物の禁止
- 自転車など放置禁止区域の設定
- 飼い犬などの適正飼育に関する啓発
- 不法投棄の防止

環境配慮への行動

住民は

- ごみステーションをきれいに利用し管理します。
- 廃棄物は適正に処理し、ポイ捨て・不法投棄は行いません。
- 近隣の生活環境に支障を及ぼさないよう空地、庭などを適正に管理します。
- クリーンアップ作戦、道路・河川愛護活動に積極的に参加します。
- ペットを飼う場合は、生命を大切にする気持を忘れず、責任を持って終生飼育続けます。また、糞尿など汚物を適正に処理し、他人に迷惑がかからないようにします。
- 所有地を適切に管理し、不法投棄の未然防止に努めるとともに常に不法投棄を意識し早期発見、投棄者の判明に繋がる情報提供に努めます。
- 自家用車の路上駐車、二輪車の不法駐輪は行いません。

事業者は

- 廃棄物は適正に処理し、不法投棄は行いません。
- 近隣の生活環境に支障を及ぼさないよう空地、資材置場などを適正に管理します。
- 屋外広告は兵庫県屋外広告物条例に基づき行いません。
- 地域社会の一員として、クリーンアップ作戦、道路・河川愛護活動などの地域活動に積極的に参加します。
- 所有地を適切に管理し、不法投棄の未然防止に努めるとともに常に不法投棄を意識し早期発見、投棄者の判明に繋がる情報提供に努めます。



住民参加で行われる清掃活動「クリーンアップ作戦」

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 公共の場所や他人の土地に廃棄物の不法投棄をしない、させないため不法投棄を発見・撤去する清流パトロールの実施、住民が不法投棄の監視者となる報償制度、監視カメラの設置などを実施します。
- 空地、庭、資材置場などに雑草が繁茂するなど、近隣の生活環境に支障を及ぼしていると認められる場合は適正に管理を行うよう指導します。
- 屋外広告物の掲出に対しては、兵庫県屋外広告物条例に基づく、許可を受けるよう指導するとともに不法広告は撤去します。
- 「猪名川町自転車等の駐輪秩序に関する条例」による自転車など放置禁止区域の不法駐輪の取り締まりを行うとともに駅前駐輪場の使用を促進します。
- 地域の清掃活動を行う団体に対して、草刈機など清掃用具を貸し出します。
- クリーンアップ作戦、道路・河川愛護活動を、住民、事業者、行政が一体となって推進します。
- 飼い犬などの動物を飼育している人に対し、糞尿など汚物の適正な処理など他人に迷惑がかからないよう啓発するとともに飼育者の責任において終生飼育するよう指導します。

内容を検討し、5年以内を実現します

- 高齢化、生活様式の多様化などに対応し、ごみ減量に配慮しつつ、ごみ収集のあり方を検討します。
- 道路交通車両法の規制対象にならない路上駐車に対し、地域と協力し啓発を行うなどその対応を行います。

5

良好な景観の形成

環境施策

- 美しいまち並みの創造
- 公共施設の緑化
- 空き地などの管理

環境配慮への行動

住民、事業者は

- 建物の外観を周辺の景観と調和するように努めます。
- 地域における景観づくりの取り組みに参加、協力します。
- 空地などにおいては、隣接住民に迷惑を与えないよう、また、ごみなどの不法投棄がされないよう、資材置き場などにおいては、工所用資材など外部からみて見苦しい状態にならないよう整理するとともに、外部から見えなくするなど所有者の責任において管理します。



ふれあい公園（総合公園）の展望台



緑地協定を締結し良好な環境が維持されている白金1丁目

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 地区計画などの諸制度により、規制と誘導を図り、良好な景観形成を図ります。
- 公共施設についても緑化に努めるなど自然との調和を図ります。
- 空地などにおいては、隣接住民に迷惑を与えないよう、また、ごみなどの不法投棄がされないよう土地所有者の責任において管理するよう指導します。
- 資材置き場などにおいては、工所用資材など外部からみて見苦しい状態にならないよう事業者の責任において整理し、外部から見えなくするなど工夫をするように指導します。
- 緑の基本計画に基づき、計画的な緑地の保全、緑化の推進を図ります。



柏原地区の棚田

環境を守り育てる仕組みが確立したまちづくり

～すべての行動が環境に配慮されたまち～

町をめぐる環境問題には、地域の環境を大きく改変する大規模開発など、慎重かつ長期の対応が必要となる問題や、身近に対応しなければならない問題などがあります。それぞれの問題に適切に対応するため、住民、事業者、NPO、行政が連携し取り組む仕組みを作ることが求められています。

そのため、各種事業の計画の初期段階における環境配慮についての調整、協議型まちづくり、環境マネジメントシステムの導入など環境への配慮についてのルールづくりを進め、“すべての行動が環境に配慮されたまち”をめざします。

1 仕組みづくり

環境施策

- 住民、団体の環境づくり活動
- 参画と協働による環境づくり活動
- 環境と経済の好循環の仕組みづくり
- 広域的連携

環境配慮への行動

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害監視や検査を行うとともに、あらたな公害などの発生源に対しての指導を強化します。
- 大気、水質、騒音、振動を始めとする公害などについて、法律などにより所管する関係機関などへの環境保全対策や指導などの要請を行うなど連携強化に努めます。
- 「公共工事設計・施工環境配慮指針」に基づき環境に配慮した公共工事を実施します。
- 自動車交通対策や流域の保全、廃棄物の不法投棄、ごみの減量などは、広域的に解決すべき課題への取り組みを進める必要があるため、国、県、関係市町との広域的連携を進めます。

内容を検討し、5年以内に実現します

- 廃棄物の不法投棄の回収について、各種団体などの協力を得られるよう制度化を検討します。
- 道路、公園、河川などの管理に際しては、アドプト



大島であい公園での地域住民による清掃活動

制度などにより、住民、事業者が参画できる仕組みの構築に向け研究します。

- NPO、住民団体の起業・事業化への支援、団体への公共事業の委託化の調査・研究、エコマネーなどの導入の検討などコミュニティを環境面からより良くしていく活動を育成、支援していきます。
- 地域で抱える様々な課題に係る取り組み事例、解決策などの情報交換の場を設けることにより、地域が自ら行動できるよう支援します。



住民、事業者、行政が協働して行う河川清掃

よりよい生活環境へ みんなで取り組むまちづくり

～環境に学びつつ行動するまち～

町では、資源のリサイクル、身近な環境づくり、自然保護、国際協力、イベントの開催など、環境にかかわる多様な活動を行っています。また、町内の事業所の多くが、公害の防止にとどまらず地球環境保全などの環境問題に広く取り組んでおり、こうした関心の高まりの中で、住民や事業者による環境改善への活動を、

積極的に支援し進展していくことは、よりよい環境を守り育てていくうえで大きな力となります。

そのため、住民、事業者、NPO、行政の知恵と力を結集し、よりよい環境へみんなで取り組む“環境に学びつつ行動するまち”をめざします。

1 環境学習の推進

環境施策

- 環境学習の場づくり
- 環境学習の実践
- 環境情報の提供

環境配慮への行動

住民は

- 地域、家庭で環境について語り合います。
- 地域で環境について学習する様々な機会を設け、また、積極的に参加していきます。
- 猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するリサイクル工房や環境情報センターを積極的に利用します。

事業者は

- 従業員に対する環境学習・研修機会を設け環境保全意識の向上を図ります。
- 地域の環境活動や環境関連イベントに参加します。
- 事業活動における環境配慮の状況などを広報するとともに、事業所などの開放を通じて住民に環境学習の機会を提供します。

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 環境省と連携し、「こどもエコクラブ」の育成を推進します。
- 環境学習の全体を網羅した環境教育推進計画を策定し、幼稚園や小中学校における環境学習の充実を図

ります。

- 環境イベントの開催や参加への働きかけをします。
- クリーンセンターなど環境関連公共施設を環境学習のための施設として活用が図られるようにするとともに、町外施設の利用についても情報提供します。
- 公民館講座などで環境をテーマとした講座を開催するなど、生涯学習での環境学習を進めます。
- 環境学習に関する冊子の普及や資料の展示など情報を提供します。
- 自然観察のための観察キットなどを貸し出します。
- 水生生物や天体などの観察会を実施します。
- エコイベントマニュアルに基づき、いながわまつりなどの各種行事を環境に配慮し実施するとともに環境保全の啓発を行います。

内容を検討し、5年以内に実現します

- 川との関わりについて流域住民、各種団体、事業者、行政が一緒に考え取り組む日として猪名川の日の制定に向け検討します。
- 猪名川上流広域ごみ処理施設組合が設置するリサイクル工房や環境情報センターを積極的に利用するよう啓発を行います。

2 住民、事業者活動の支援

環境施策

- 住民の取り組み支援
- 事業者の取り組み支援
- 活動のネットワークづくり
- 人材の育成

環境配慮への行動

行政は

実施中、早期に取り組みます

- 事業者に公害防止、環境保全施設など設置のための融資制度などの利用を促します。
- 自治会、子ども会、老人会をはじめとする各団体及びグループなどに環境づくりにつながる取り組みの実施に向け啓発するとともに活動が進展するよう支援を行います。
- 住民、各種団体の環境保全に対する取り組みについて、積極的に広報することにより、意識の高揚を図るとともにその取り組みの浸透を目指します。



杉生新田地区の猪名川最上流

内容を検討し、5年以内を実現します

- 事業者に対して、環境マネジメントシステムの導入やその結果の公表などについて情報を提供し、その取り組みを求めています。
- 環境学習、環境活動の推進活動拠点として、一時的余裕教室・グラウンドなどを地域へ開放します。
- 住民参加の環境づくり活動において、グループのネットワークづくりを進めます。
- 地域における環境づくり活動のリーダーとなる人材の発掘、育成を行い、要請に応じて派遣するシステムを構築します。
- 町職員による出前講座を推進します。



町の特産であるそばの花は秋の風物詩

計画の推進体制と進行管理

猪名川町の望ましい環境像の実現を目指し、「環境基本計画」の目標を達成していくために、策定後の推進体制を確立するとともにその進行管理を行います。

1. 住民、事業者、NPO、町の連携

町は、環境基本計画を推進するため、住民、事業者、NPOと協働し、目標の実現や施策の推進を図り、それぞれの自主的な活動を支援します。また、住民、事業者、町で構成する猪名川町環境住民会議に計画の進捗状況を報告し、その提言を計画の推進に反映させるとともに各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって取り組みます。

2. 行政における推進体制

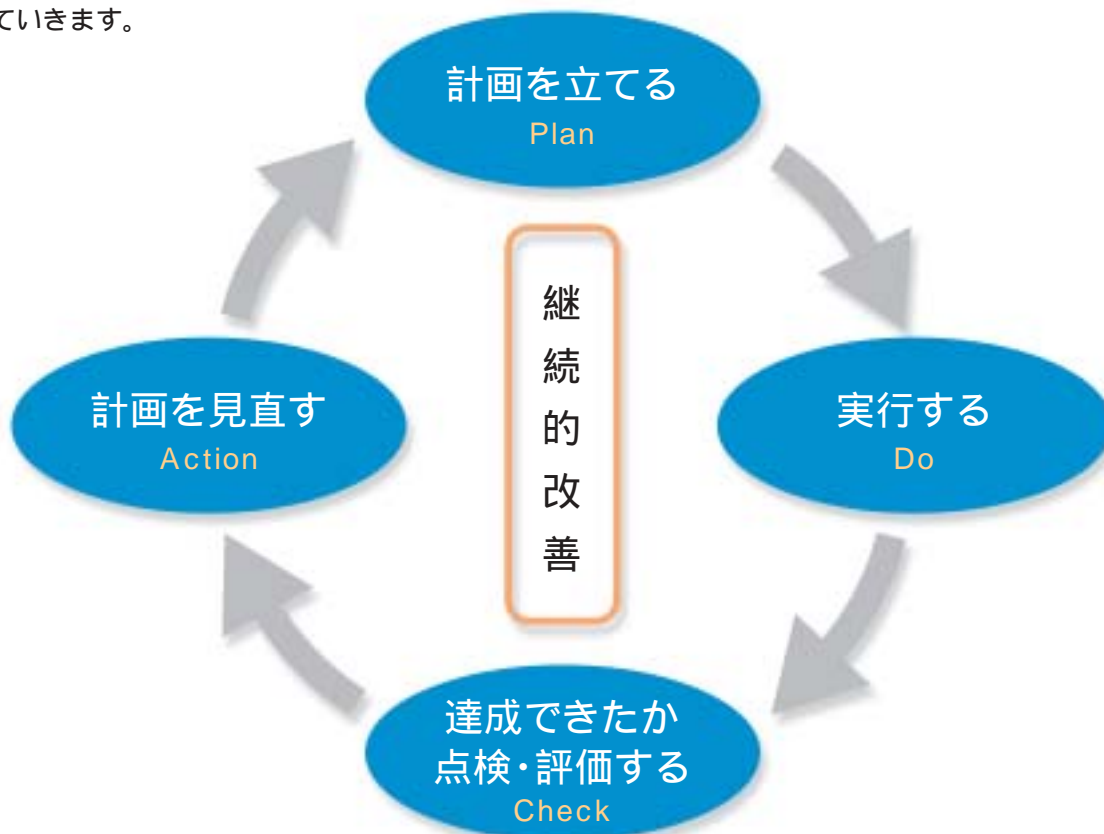
本計画に掲げた施策の効果的推進及び総合的な調整を図るため、環境マネジメントシステムにより、P（計画）D（実施及び運用）C（点検及び是正処置）A（見直し）サイクルを回しながら継続的に環境への改善に取り組みます。また、庁内組織として環境マネジメントシステムに規定する「環境管理委員会」により推進していきます。

3. 猪名川町環境審議会

町は、猪名川町環境の保全と創造に関する条例第18条に規定されている猪名川町環境審議会に対し、計画の策定、変更及び計画の進行管理に関して専門的な見地からの意見を求め、その意見を受け、計画の推進に反映させます。

4. 進捗状況の把握・公表

町の環境の現況や環境への負荷の状況及び住民、事業者の取り組み状況などを把握し、環境基本計画の進捗状況とともに公表します。



猪名川町環境基本計画(第2次)の概要

平成18(2006)年度～平成22(2010)年度

【発行：猪名川町】

〒666-0292

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1

TEL.072-766-0001

編集：環境経済部生活環境課



猪名川町